

大阪市立相生中学校「いじめ防止対策基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「個の違いを認め、お互いを大切にし、相手の気持ちを考えて行動できる生徒」を育成するために「大阪市立相生中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- （1）人権教育・道徳教育を基盤とし、授業や学校行事等の取組を通じて、個の違いや良さを認めお互いを大切にする、いじめを許さない集団を育成する。
- （2）教職員全員が学校総体として、生徒一人ひとりに寄り添い、関わりを持つとともに、きめ細かな情報交換に努める。
- （3）日常の些細な変化を見逃さないようにするとともに、教育相談やアンケート調査等の様々な機会を捉え、いじめを認知する取組を継続して行う。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

（1）授業改善について

- ①全教職員の共通理解のもと、授業規律の確立に努める。
- ②基礎学力の定着と生徒の学習意欲の向上を目指し、授業の工夫改善を行うとともに、「わかる授業」を実践する。
- ③授業研究を伴う研修会の充実を図り、教員の授業力の向上を図る。

（2）自己有用感を高めるために

- ①体育大会や文化発表会等の学校行事や普段の学級活動・委員会活動で、一人ひとりの生徒が活動・活躍する場面を設けるとともに、全教職員が生徒の頑張りを認めていく視点を持ち指導にあたる。
- ②生徒会や学級委員会・専門委員会の活動を、生徒が自主的に運営できるよう指導していくとともに、全校・学年集会や行事を生徒中心に運営させていく。

③職場体験学習や地域との防災訓練等、地域とつながる活動を通して、地域や社会とのつながりを感じさせるとともに、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

①年間指導計画に基づき、人権教育や道德教育の深化・充実に努める。

②情報モラル教育については、教科の学習や外部講師を招いての講話等を通して、その充実に努める。

③生徒会において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等を行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する努力を怠らない。

- (1) 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないよう問題の早期発見に努める。
- (2) 教職員相互が情報交換を密にし、全教職員で全校生徒を見ていくことを心がける。
- (3) 気になる生徒や事案については、5W1Hに留意し記録に残す。
- (4) アンケート調査と教育相談週間を行い、生徒一人ひとりの些細な変化を見逃さないよう、いじめや問題行動等の早期発見に努める。
- (5) 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携する。
- (6) 生徒及び保護者に対し、いじめ相談窓口の周知徹底を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめ事案を把握した場合、学級担任や部活動顧問等から学年主任・生活指導部長・生徒指導主事・管理職へ速やかに報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会を開催し、対応方法について検討する。また、全教職員に報告し、情報共有に努める。
- (3) 被害生徒に対して
 - ・事実関係の聴き取りと家庭訪問等による保護者への連絡を迅速に行うとともに、徹底して守ることを伝え、できる限り不安を取り除くようにする。

- ・被害生徒が自尊感情を高められるよう留意する。また、個人情報の取り扱い等、プライバシーにも十分に留意する。
- ・安心して登校できるよう、見守りや別室指導等、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

(4) 加害生徒に対して

- ・事実関係の聴き取りと保護者への連絡を迅速に行い、事実に対する理解を得る。学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えられるよう協力を求め、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・加害生徒に、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの責任を自覚させる。
- ・加害生徒の抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、加害生徒の健全な人格の発達に配慮し成長を促す指導を行う。

(5) 事案内容により、警察や教育委員会等と連携し、いじめの早期解決に取り組む。

(6) ネット上のいじめに対しては、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」等の専門機関より助言を得ながら、その解決を図っていく。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①名称 いじめ防止対策委員会

②構成 管理職・生徒指導主事・生活指導部長・各学年主任

※事案内容に応じて、学級担任、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー等を加える。

③役割

- ・いじめ対策に係る年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・いじめに関わる情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

<調査・相談活動等年間計画>

○生徒対象いじめアンケート調査 年3回（学期に1回）

○教育相談週間 年1回（11月頃）

<研修会>

○生徒指導研修会

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①いじめ防止基本方針を公表する等、学校の指導方針等について理解を得られるよう積極的な情報発信に努める。
- ②保護者や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるように啓発活動に努める。

(3) 取組内容の検証

- ①「運営に関する計画」の取組内容に位置づけるとともに、各種アンケート調査等の結果を通して取組内容の検証を行う。
- ②いじめ防止対策委員会において、検証をもとに次年度の目標設定・取組内容の見直しを行う。

7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、

⇒速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。その際に

- ①学校の対応は、隠蔽しない・誠意ある対応・窓口（管理職）の一本化で進める。
- ②いじめ防止対策委員会が中心となって事実関係を明確化する。
- ③被害生徒及びその保護者へ適切に情報を提供する。
- ④教育委員会へ報告する。

※ いじめ発見の際の流れ

